社会福祉法人長岡三古老人福祉会定款

第一章　総　　則

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人居宅介護等事業の経営

（ロ）老人短期入所施設の経営

（ハ）老人短期入所事業の経営

（ニ）老人デイサービス事業の経営

（ホ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ヘ）生活困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営

（ト）障害福祉サービス事業の経営

（チ）老人福祉センターの経営

（リ）保育所の経営

（ヌ）地域子育て支援拠点事業の経営

（ル）一時預かり事業の経営

（ヲ）病児保育事業の経営

（ワ）特定相談支援事業の経営

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人長岡三古老人福祉会という。

（経営の原則）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活における福祉的配慮が必要な者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を新潟県長岡市福住１丁目７番２１号に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、職員２名、外部委員２名の合計５名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上の出席と賛成することを要する。

（評議員の資格）
第七条　社会福祉法第 40 条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第八条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第九条　評議員に対して、各年の総額が１００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）
第一〇条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第一一条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）事業計画及び収支予算

（10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
（11）公益事業に関する重要な事項
（12）解散
（13）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第一二条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第一三条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

（決議）
第一四条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第一五条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）
第一六条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名以上８名以内
（２）監事　２名以内
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第一七条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第一八条　社会福祉法第44条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第44条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第一九条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第二〇条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第二一条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第二二条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
４　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）
第二三条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する

ことができる。
（１）職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）
第二四条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）
第二五条　理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対して賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（職員）
第二六条　この法人に、職員をおく。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）
第二七条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第二八条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長の選定及び解職

（招集）
第二九条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第三〇条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第三一条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）
第三二条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）　定期預金　金１００万円
（２）　新潟県長岡市宮沢字長坂５８０番地３所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建特別養護老人ホームみしま園園舎　一棟
（３，３００．４８平方メートル）
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫　（１０８．８０平方メートル）
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建居宅　（６２．２８平方メートル）
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ポンプ室　（１２平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字五社８５０番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建介護老人保健施設てらどまり園舎　一棟　（７，５１１．２９平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字赤澤１３４２番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建寄宿舎　（５９９．９７平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字小舟戸３７００番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建寄宿舎　（５１８．８８平方メートル）
コンクリートブロック造スレート葺平家建物置　（６．６３平方メートル）
新潟県長岡市槇山町字屋敷割１５９３番地１所在の鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根５階建特別養護老人ホーム槇山けやき苑苑舎　一棟
（４，９２０．３５平方メートル）
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫　（２２１．７９平方メートル）
鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根２階建グループホームけやき園舎　一棟
（１，３１７．７０平方メートル）
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　病後児保育室園舎　一棟
（３７．２６平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字小舟戸３７００番地１、字五社８５０番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建特別養護老人ホーム桐原の郷園舎　一棟
（５，７２５．６２平方メートル）
新潟県長岡市上野町字上野１０５９番地２所在の鉄筋コンクリート造４階建ケアハウスけやきの杜園舎　一棟　（３，７０３．２２平方メートル）
木造合金メッキ鋼板葺２階建休憩所　（４０．３２平方メートル）

新潟県長岡市関原町１丁目字上ノ沢１０７２番地１、字六間原１０６６番地２所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建デイサービスセンター縄文の杜関原園舎
一棟　（２，２７１．６３平方メートル）
新潟県長岡市関原町１丁目字上ノ沢１０７２番地１、字六間原１０６６番地２所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建特別養護老人ホーム縄文の杜関原園舎　一棟
（４，３２１．５４平方メートル）
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建車庫　（２５２．８０平方メートル）
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建物置　（９．００平方メートル）
新潟県長岡市幸町１丁目１３番地１０、１３番地７、１３番地８及び１３番地９所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建高齢者総合福祉相談センター幸町園舎一棟
（４１９．６４平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９６４番地、９６５番地、９６６番地、９６７番地、９６８番地、９７１番地及び９７２番地３所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建ケアハウス福戸園舎　一棟　（３，６３０．７１平方メートル）
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建車庫・機械室　（２０５．１３平方メートル）
新潟県燕市地蔵堂本町３丁目２０５６番地所在の鉄骨造陸屋根４階建デイサービスセンター分水園舎　一棟　（５６４．９５平方メートル）
新潟県長岡市中之島字古新田２１０５番地６所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建特別養護老人ホーム中之島園舎　一棟　（５，９１８．３４平方メートル）
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建車庫　（２６０．００平方メートル）
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建物置　（９．００平方メートル）
鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建グループホーム・デイホーム中之島園舎
一棟　（５３５．５２平方メートル）
新潟県長岡市槇山町字腰巻１１５５番地１所在の木造ステンレス鋼板ぶき平家建グループホームまきやま園舎　一棟　（３８８．７９平方メートル）
新潟県長岡市福住２丁目３８番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根７階建桜ガーデンプレイス福住園舎　一棟の一部　（３，２５８．８４平方メートル）
新潟県長岡市新組南町４７番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建グループホーム・デイホーム新組園舎　一棟　（１，０７４．６７平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙６４番地１、乙６４番地１３、穴口乙５９番地２辰ケ峯乙６１番地１及び乙６１番地２所在の木・鉄筋コンクリート造かわらぶき・陸屋根３階建和島トゥー・ル・モンド園舎　一棟（３，１８２．０９平方メートル）
木造ビニール板ぶき平家建物置　（１５．９９平方メートル）
コンクリートブロック造陸屋根平家建物置　（６６．６０平方メートル）
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置　（１９．８７平方メートル）
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置　（８．２８平方メートル）
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置　（２６．４９平方メートル）
新潟県長岡市川崎町字山崎５６３番地１、５６４番地１の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建グループホーム・デイサービスセンター川崎東園舎　一棟
（１，０４９．７２平方メートル）
新潟県長岡市小島谷字分田３３９９番地、下の西３３９８番地所在の鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき・陸屋根２階建地域密着型複合施設わしま園舎　一棟
（３，１２７．７１平方メートル）
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建車庫　（１２２．２６平方メートル）
新潟県長岡市福住２丁目３０番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根５階建サクラーレ福住園舎　一棟　（８，２３９．４０平方メートル）
新潟県長岡市福住１丁目７６番所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下１階付

４階建　（３，０７８．５１平方メートル）

（３）　新潟県長岡市宮沢字長坂５８０番３所在の特別養護老人ホームみしま園敷地
（８，１６０．１９平方メートル）
新潟県長岡市宮沢字長坂６２６番４所在の敷地
（２７平方メートル）
新潟県長岡市宮沢字長坂６２６番５所在の敷地
（３．２３平方メートル）
新潟県長岡市宮沢字長坂６２７番１所在の敷地
（２６３平方メートル）
新潟県長岡市宮沢字長坂６２７番７所在の敷地
（０．０７平方メートル）
新潟県長岡市宮沢字長坂６７６番１所在の敷地
（１７４平方メートル）
新潟県長岡市宮沢字長坂６７７番１所在の敷地
（７６平方メートル）
新潟県長岡市宮沢字長坂６７７番２所在の敷地
（７５平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字五社８５０番１所在の介護老人保健施設てらどまり敷地
（１８，８７３．７１平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字赤澤１３３０番３所在の敷地
（３５．３７平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字赤澤１３４２番１所在の敷地
（３，１８５．４６平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字小舟戸３７００番１所在の特別養護老人ホーム桐原の郷敷地　（１７，８１９．２５平方メートル）
新潟県長岡市寺泊下桐字小舟戸３７００番１１所在の特別養護老人ホーム桐原の郷敷地　（７．２９平方メートル）
新潟県長岡市槇山町字屋敷割１５９３番１所在の特別養護老人ホーム槇山けやき苑敷地　（６，６８５．０４平方メートル）
新潟県長岡市槇山町字腰巻１１５５番１所在の敷地
（３，０７０平方メートル）
新潟県長岡市上野町字上野１０５９番２所在のケアハウスけやきの杜敷地
（４，０００．０７平方メートル）
新潟県長岡市上野町字上野１０６２番５所在の敷地
（２．１３平方メートル）
新潟県長岡市上野町字上野１０６５番１５所在の敷地
（２５１．１１平方メートル）
新潟県長岡市関原町１丁目字上ノ沢１０７２番１所在の特別養護老人ホーム縄文の杜関原敷地　（１０，７９３．２８平方メートル）
新潟県長岡市関原町１丁目字六間原１０６６番２所在の敷地
（３，１７２．１４平方メートル）
新潟県長岡市幸町１丁目１３番１０所在の高齢者総合福祉相談センター幸町敷地
（２２８．１３平方メートル）
新潟県長岡市幸町１丁目１３番７所在の敷地
（１６８．５９平方メートル）
新潟県長岡市幸町１丁目１３番８所在の敷地

（１６８．６９平方メートル）
新潟県長岡市幸町１丁目１３番９所在の敷地
（１６８．６２平方メートル）
新潟県長岡市幸町１丁目１３番１４所在の敷地
（３２７．４７平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９７２番３所在のケアハウス福戸敷地
（１，８６０．８７平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原３９８番１所在の敷地
（３２２．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原４０６番４所在の敷地
（４４１．５２平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９４４番１所在の敷地
（１１２．０９平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９５５番所在の敷地
（９２．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９６１番所在の敷地
（５６．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９６４番所在の敷地
（１，０６１．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９６５番所在の敷地
（１４２．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９６６番所在の敷地
（２１４．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９６７番所在の敷地
（１５５．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９６８番所在の敷地
（４５６．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９６９番所在の敷地
（１５２．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９７０番所在の敷地
（１４８．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字南原９７１番所在の敷地
（２９４．００平方メートル）
新潟県長岡市大荒戸町字五日新田７５８番３所在の敷地
（２４４．３６平方メートル）
新潟県燕市地蔵堂本町３丁目２０５６番所在のデイサービスセンター分水敷地
（８１１．４８平方メートル）
新潟県長岡市中之島字古新田２１０５番６所在の特別養護老人ホーム中之島敷地
（１２，０００．０７平方メートル）
新潟県長岡市中之島字古新田２１０５番１０所在の敷地
（５，７５４．７３平方メートル）
新潟県長岡市福住２丁目３０番所在のサクラーレ福住敷地
（４，２９８．１３平方メートル）
新潟県長岡市福住２丁目３８番所在の桜ガーデンプレイス福住敷地
（３，８３８．３３平方メートル）
新潟県長岡市新組南町４７番所在のグループホーム・デイホーム新組敷地
（２，９５１．００平方メートル）

新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙６４番１所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（８，５０２．６４平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙６４番１２所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（１８７．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙６４番１３所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（９，５８２．７３平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙６４番１４所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（３１９．７０平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙７４番４所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（４．９３平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙８３番４所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（１，３５２．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙８８番１所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（４０．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙８８番２所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（２４．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙８９番７所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（６．１２平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙８９番１１所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（６．０８平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙８９番１７所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（３．１８平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字兎河内乙８９番２２所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（１１６．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字はりぬき原乙８５番２所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（７０９．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字はりぬき原乙８５番５所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（０．６３平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字はりぬき原乙８５番９所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（９３．４８平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字穴口乙５９番２所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（２，３４８．２８平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字穴口乙５９番３所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（７９．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字穴口乙６２番１４所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（１３．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字辰ケ峯乙６１番１所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（５，８６０．００平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字辰ケ峯乙６１番２所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（３５７．６２平方メートル）
新潟県長岡市和島中沢字辰ケ峯乙６１番９所在の和島トゥー・ル・モンド敷地
（５２９．２１平方メートル）
新潟県長岡市川崎町字山崎５６３番１所在のグループホーム・デイサービスセンター川崎東敷地　（９７５．６４平方メートル）
新潟県長岡市川崎町字山崎５６４番１所在のグループホーム・デイサービスセンター川崎東敷地　（７０５．３４平方メートル）
新潟県長岡市小島谷字分田３３９９番所在の地域密着型複合施設わしま敷地

（６，３１５．００平方メートル）
新潟県長岡市小島谷字下の西３３９８番所在の地域密着型複合施設わしま敷地
（５１３．００平方メートル）
新潟県長岡市福住１丁目７６番所在の高齢者総合福祉相談センター福住敷地
（２，２３４．２５平方メートル）
新潟県長岡市福住１丁目１８番所在の敷地
（６８０．４８平方メートル）
新潟県長岡市福住１丁目６０番１所在の敷地
（１，８１２．２７平方メートル）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第四〇条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第三三条　基本財産を処分し、又は担保に供するときは、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、新潟県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟県知事の承認は必要としない。
（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

（資産の管理）
第三四条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第三五条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第三六条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条３９に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告
（２）会計監査報告
（３）理事及び監事並びに評議員の名簿
（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三七条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三八条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三九条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種別）

第四〇条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）　介護老人保健施設の経営
（２）　居宅介護支援事業
（３）　介護保険法に定める訪問調査の受託事業
（４）　要介護認定の申請にかかる事業
（５）　高齢者生活福祉センターの受託事業
（６）　健康増進介護予防事業
（７）　地域包括支援センターの受託事業
（８）　介護員養成研修事業
（９）　有料老人ホームを経営する事業
（１０）介護福祉士養成施設を経営する事業
（１１）喀痰吸引等研修事業
（１２）サービス付き高齢者向け住宅の経営
（１３）事業所内保育事業
（１４）介護保険法に基づく第１号通所事業
（１５）社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なけれ

ばならない。

第八章　解散

（解散）
第四一条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第四二条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　定款の変更

（定款の変更）
第四三条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟県知事に届け出なければならない。

第一〇章　公告の方法その他

（公告の方法）
第四四条　この法人の公告は、社会福祉法人長岡三古老人福祉会の掲示場に掲示するともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第四五条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　田中政春
理　事　上原　仁
〃　高橋文英
〃　池田武次郎
〃　狩野栄一
〃　坂爪徳司
〃　佐野次男
〃　風間伴治郎
〃　安達郁夫
〃　斎藤　栄

〃　　五十嵐喜代司
監　事　　江 口 義 輝
〃　　番 場 春 三
〃　　桑原佐喜夫

附　則
この定款は法人認可の日（昭和５６年９月１６日）から施行する。
（法人登記日　昭和５６年１０月５日）
附　則
この定款は昭和５９年１２月３０日から改正施行する。
附　則
この定款は昭和６２年　５月２９日から改正施行する。
附　則
この定款は昭和６３年　５月１２日から改正施行する。
附　則
この定款は昭和６３年　７月１４日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　元年　４月　１日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　元年１２月　９日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　３年　１月２１日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　４年　４月　８日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　５年　６月２３日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　６年　４月　９日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　７年　４月　４日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　７年　８月３１日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　７年１０月２３日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　７年１１月　２日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　８年　４月　１日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　８年　７月　１日から改正施行する。
附　則
この定款は平成　９年　４月３０日から改正施行する。
附　則
この定款は平成１０年　５月２５日から改正施行する。
附　則
この定款は平成１０年　９月２８日から改正施行する。
附　則

この定款は平成１１年　３月　１日から改正施行する。

附　則（平成１１年　７月２３日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１１年１２月１７日）

この定款は公布の日から改正施行する。

附　則（平成１２年　２月１６日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１２年　３月２８日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１２年　５月２９日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１３年　２月２８日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１３年　３月２８日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１３年　５月３０日）

この定款は公布の日から改正施行する。

附　則（平成１３年１２月　７日）

この定款は公布の日から改正施行する。

附　則（平成１４年　３月２８日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１４年１２月　４日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１５年　３月２４日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１５年　５月２８日）

この定款は公布の日から改正施行する。

附　則（平成１５年　７月２８日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１５年１２月　４日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１６年　３月３０日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１６年　７月　２日）

この定款は公布の日から改正施行する。

附　則（平成１６年１２月１０日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１７年５月２７日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１８年３月２４日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１８年８月２５日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１９年２月１４日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１９年５月２９日）

この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。

附　則（平成１９年１２月１７日）
この定款は公布の日から改正施行する。
附　則（平成２０年５月２６日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（平成２０年１２月１９日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。ただし第５条１項及び４項、第１３条１項、第１６条２項の改正定款は平成２１年４月１日より施行する。
附　則（平成２１年１２月１５日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（平成２３年１２月２０日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（平成２５年３月２２日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（平成２５年９月２７日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（平成２６年１２月２５日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（平成２７年１２月２２日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則
この定款は平成２９年４月１日から改正施行する。
附　則（平成３０年　６月　５日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（令和　元年　６月２５日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（令和　２年　３月２６日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（令和　３年　６月２４日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（令和　４年　６月２３日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。
附　則（令和　５年　６月２６日）
この定款は公布の日から改正施行し、新潟県知事の認可の日から適用する。